

2022年10月1日

保険契約移転完了に係る公告

東京都豊島区東池袋一丁目12番5号
さくら少額短期保険株式会社
代表取締役 太田 暁 宏

さくら少額短期保険株式会社（以下「弊社」といいます。）は、保険業法第272条の29において準用する同法第135条第1項に基づき、弊社が引き受けているなでしこ保険（正式名称：無告知型女性特有疾病一時金保険。以下「移転対象契約」といいます。）を、プラス少額短期保険株式会社（以下「プラス社」といいます。）へ移転しました。

つきましては、保険業法第272条の29において準用する同法第140条第1項に基づき、ここにお知らせいたします。

1. 保険契約の移転に関する手続きの経過について

- (1) 弊社は、2022年6月27日に保険業法第272条の29において準用する同法第137条第1項に基づき、保険契約移転に係る公告を行いました。更に、移転対象契約の契約者様に対して、同一の内容で個別に郵送にて通知を行いました。
- (2) 弊社は、(1)の公告及び通知において、移転対象契約の契約者様で保険契約の移転に異議がある場合は、所定の事項を記載のうえ、郵送にて2022年8月5日までにお申し出いただくように通知いたしました。
- (3) その結果、本移転契約に基づく保険契約の移転に対する異議申立てが1件ありましたが、その数が移転対象契約の契約者様の総数の10分の1（10%）を上回らず、異議を申し立てた移転対象契約の契約者様の保険契約に係わる債権の額に相当する金額が、移転対象契約の契約者様の当該金額の総額の10分の1（10%）を上回らないことから、本移転契約に基づく保険契約の移転は、保険業法第272条の29において準用する同法第137条第4項に基づき、移転対象契約の契約者様全員から承認されたものとみなされました。

2. 移転先会社について

商 号：プラス少額短期保険株式会社
本 店：東京都新宿区新宿五丁目17番18号

以上